

平成21年12月8日(火)

第24回知的財産戦略本部会合



知的財産戦略本部・有識者本部員
京都大学総長 松本 紘



イノベーションの促進に向けた大学の役割

○現在の日本において

あたらしいイノベーション(技術革新と社会システム革新)が求められている。

○大学は、イノベーションを促進するための重要な担い手の一員

大学は特許制度を通してイノベーションの促進に貢献

大学が特許を取得することの意義

【意義1】大学発の研究成果の一日でも早い社会還元を図る

【意義2】共同研究を活性化し研究資金の獲得を促進する



知的創造サイクルの活性化に資する

アカデミアに限定した柔軟な特許出願制度



現在の特許法は非営利研究機関である大学が特許出願することを想定していない

○ 大学が特許の保有において直面している課題

・研究成果の公表義務 (公表を優先するため、出願時の実施例等が不足し、権利が広くて強い特許が取りにくい)

【矛盾】



・研究成果の公表は特許要件の1つである新規性の喪失に繋がる。

○ アカデミアに限定した柔軟な「仮出願制度」の導入を要望

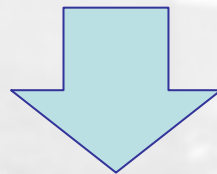
(成果公表による新規性喪失の緩和／日本型仮出願制度の導入)

「アカデミアにとって望ましい仮出願制度」とは:

- ・仮出願後の論文発表は、新規性喪失の要件とはしない。
- ・本出願までの猶予期間は2年とする。(米国は1年、日本は半年、欧州はなし)
- ・仮出願の内容を適当な時期に公開する。
- ・仮出願制度を使用して成立した特許は非独占で適正な対価で広く提供する。
- ・国際的に統一した制度とする。

産学共有特許に係る課題

米国では、非実施機関である大学と企業との共有特許について、企業側が活用しない場合に第三者へのライセンス活動が法律的に認められている。我が国では法律的に認められていないため、特許の死蔵が多くなっている。



「大学が共有者である場合は、大学は一定条件下で共有特許を実施許諾できる」よう**特許法第73条3項(共有特許の第三者への実施許諾にかかわる同意条項)の見直しを要望。**